

弟子屈町障害者活躍推進計画

令和2年3月31日策定

【機 関 名】	弟子屈町
【任 命 権 者】	弟子屈町長
【計 画 期 間】	令和2年4月1日～令和7年3月31日
【 障害者雇用に関する課題 】	
弟子屈町では、令和元年度における障害者雇用率は3.27%と法定雇用率を達成している。 しかしながら、退職により令和2年度以降で法定雇用率を下回る見込みである。今後、計画的な募集・採用に取り組むほか、多様な人材が働けるよう一定の業務の確保が必要であることから、職務の切り分けが課題である。	
【 目 標 】	
計画期間内において、法定雇用率を上回るようにします。 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 3.27% 法定雇用率2.5%	
【 取 組 内 容 】	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	①障害者雇用推進者の選任 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。 ②人的サポート体制の整備 障害者雇用推進者、人事担当者、配属先の上司、同僚によるサポート体制を整備して、支援の充実を行います。 また、人事担当者を相談窓口として設置します。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	既存業務の切り出し等による職務の選定や複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出を行います。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	①障害者本人の希望も踏まえた上で、本人に合った業務の割振りや職場配置をする等、働きやすい環境となるように配慮します。 ②配置後においても、人事評価や面談等を行い、適切なマッチングができていないか点検を行い、必要な措置を講じます。 ③身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者である職員から相談があった場合は、負担なく業務が遂行できるよう上記の①②と同じく適切な措置を講じます。 ④募集および採用に当たっては、次の取扱いは行わないこととします。 イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ロ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ホ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。